

報告第3号

宇都宮地域合併協議会幹事会規程等の制定について

宇都宮地域合併協議会幹事会規程等を次のように制定したので報告する。

平成16年2月4日提出

宇都宮地域合併協議会
会長 福田 富一

- 1 宇都宮地域合併協議会幹事会規程
- 2 宇都宮地域合併協議会専門部会規程
- 3 宇都宮地域合併協議会事務局規程
- 4 宇都宮地域合併協議会財務規程
- 5 宇都宮地域合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程

宇都宮地域合併協議会幹事会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、宇都宮地域合併協議会規約（以下「規約」という。）第12条第2項の規定に基づき、宇都宮地域合併協議会幹事会（以下「幹事会」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 幹事会は、宇都宮地域合併協議会会長（以下「会長」という。）の指示を受け、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 宇都宮地域合併協議会（以下「協議会」という。）への提案事項に関すること。
- (2) 協議会の専門部会の活動の進行管理等に関すること。
- (3) その他協議会の運営について特に重要な事項に関すること。

(組織)

第3条 幹事会の幹事は、規約第1条で規定する構成市町（以下「構成市町」という。）の助役及び構成市町の長が指定する職員をもって組織する。

(役員)

第4条 幹事会に、幹事長及び副幹事長各1人を置く。

- 2 幹事長及び副幹事長は、幹事の互選によってこれを定める。

(役員職務)

第5条 幹事長は、幹事会を代表し、会務を総理する。

- 2 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるとき又は幹事長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 幹事会の会議（以下「会議」という。）は、幹事長が招集する。

- 2 会議は、幹事の半数以上の出席がなければ開くことはできない。
- 3 幹事長は、会議の議長となる。
- 4 幹事会は、必要に応じて幹事以外の者を会議に出席させ、説明を求めることができる。

(専門部会)

第7条 幹事長は、第2条に規定する所掌事項について専門的に協議又は調整を行うため、幹事会に専門部会を置くことができる。

2 専門部会の組織，運営その他必要な事項は，幹事長が別に定める。

（報告）

第8条 幹事長は，幹事会の協議の経過及び結果について，会長に報告するものとする。

（庶務）

第9条 幹事会の庶務は，協議会の事務局において処理する。

（補則）

第10条 この規程に定めるもののほか幹事会について必要な事項は，会長が別に定める。

附 則

この規程は，平成16年2月1日から施行する。

宇都宮地域合併協議会専門部会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、宇都宮地域合併協議会幹事会規程第7条第2項の規定に基づき、宇都宮地域合併協議会専門部会(以下「専門部会」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 専門部会は、宇都宮地域合併協議会幹事会幹事長(以下「幹事長」という。)の指示を受け、宇都宮地域合併協議会規約(以下「規約」という。)第3条各号に掲げる事項について、専門的に協議又は調整を行うものとする。

(名称)

第3条 専門部会の名称は、幹事長が定める。

(組織)

第4条 専門部会は、幹事長が規約第1条に規定する構成市町の職員うちから指名する専門部会員をもって組織する。

(役員)

第5条 専門部会に、部会長1人及び副部会長3人を置く。

2 部会長及び副部会長は、専門部会員のうちから幹事長が指名する。

(役員の仕事)

第6条 部会長は、専門部会を代表し、会務を総理する。

2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、部会長があらかじめ指定する副部会長が、その職務を代理する。

(会議)

第7条 専門部会の会議(以下「会議」という。)は、部会長が招集する。

2 部会長は、会議の議長となる。

3 部会長は、必要に応じて専門部会員以外の者を会議に出席させ、説明を求めることができる。

4 専門部会は、必要に応じて関係する他の専門部会と合同の会議を開催することができる。

(分科会)

第8条 専門部会に，必要に応じて分科会を設置することができる。

2 分科会の組織，運営その他必要な事項は，幹事長が別に定める。

(報告)

第9条 部会長は，専門部会の協議の経過及び結果について，幹事長に報告するものとする。

(庶務)

第10条 専門部会の庶務は，部会長の属する市町の担当部門において処理する。

(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか専門部会について必要な事項は，幹事長が別に定める。

附 則

この規程は，平成16年2月1日から施行する。

宇都宮地域合併協議会事務局規程

(趣旨)

第1条 この規程は、宇都宮地域合併協議会規約第13条第3項の規定に基づき、宇都宮地域合併協議会事務局(以下「事務局」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 宇都宮地域合併協議会(以下「協議会」という。)の会議に関する事。
- (2) 協議会の協議資料の作成に関する事。
- (3) 協議会の庶務に関する事。
- (4) その他協議会の運営に関する事。

(職員)

第3条 事務局に局長、次長その他の必要な職員を置く。

(職員の職務)

第4条 局長は、協議会の会長(以下「会長」という。)の命を受け、事務局の運営全般を総括する。

2 次長は、上司の命を受け、事務局の事務を総括し、所属職員を指揮監督する。

3 その他の職員は、上司の命を受け、事務局の事務に従事する。

(職務権限)

第5条 協議会の運営における各職位の職務及び責任権限等については、別に定めるものを除き、宇都宮市の例による。この場合において、「市長」とあるのは「会長」と、「助役」とあるのは「協議会の幹事長(以下「幹事長」という。)」と、「部長」とあるのは「局長」と、「課長」とあるのは「次長」と読み替えるものとする。

(会長の決裁事項)

第6条 会長が決裁する事項は、次のとおりとする。

- (1) 協議会の運営に関する基本方針に関する事。
- (2) 協議会に提案する事案に関する事。
- (3) 協議会の予算及び決算の調製に関する事。
- (4) 規程の制定改廃に関する事。

(5) その他局長が特に重要であると認める事項に関する事。

(専決区分)

第7条 局長は、次に掲げる事項を専決することができる。

- (1) 協議会の幹事会、専門部会及び分科会の調整に関する事。
- (2) 職員研修会の実施に関する事。
- (3) 協議会の広報広聴活動に関する事。
- (4) その他事務局の運営に関する事。

2 次長は、次に掲げる事項を専決することができる。

- (1) 実務上の調査並びに照会及び回答に関する事。
- (2) 各種資料等の調製に関する事。
- (3) その他軽易な事案に関する事。

(代決)

第8条 会長が不在のときは、幹事長がその事務を代決する。

- 2 会長及び幹事長がともに不在のときは、局長がその事務を代決する。
- 3 局長が不在のときは、次長がその事務を代決する。

(文書の取扱い)

第9条 事務局における文書の収受、配布、処理編集、保存その他文書に関し必要な事項は、宇都宮市の例による。この場合において、「課」とあるのは「事務局」と、「市長」とあるのは「会長」と、「助役」とあるのは「幹事長」と、「部長」とあるのは「局長」と、「課長」とあるのは「次長」と、「担当」とあるのは「事務局職員」と読み替えるものとする。

(公印の取扱い)

第10条 協議会の公印の名称、ひな形、寸法及び管守者は別表のとおりとする。

- 2 協議会の公印の管理、取扱い等については、宇都宮市の例による。

(職員の服務)

第11条 事務局の職員の服務及び勤務条件については、宇都宮市の例による。

- 2 事務局の職員の旅費については、宇都宮市の例により、事務局の予算において支給する。

(職員の給与等)

第12条 事務局の職員の給与等については、それぞれの市町において負担をする。

(補則)

第13条 この規程に定めるもののほか事務局について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年2月1日から施行する。

別表(第10条関係)

名 称	ひ な 形	寸 法 (mm)	管 守 者
会 長 印	宇都宮地域 合併協議会 会長之印	方 24	事務局次長
事務局長印	宇都宮地域 合併協議会 事務局長印	方 21	事務局次長

宇都宮地域合併協議会財務規程

(趣旨)

第1条 この規程は、宇都宮地域合併協議会規約(以下「規約」という。)第16条の規定に基づき、宇都宮地域合併協議会(以下「協議会」という。)の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(歳入歳出予算)

第2条 協議会の予算は、規約第1条に規定する構成市町(以下「構成市町」という。)の負担金、補助金、繰越金その他の収入を歳入とし、協議会の事務に要するすべての経費を歳出とする。

2 協議会の会長(以下「会長」という。)は、毎会計年度予算を調製し、協議会の承認を得なければならない。

3 会長は、前項の規定により予算が協議会の承認を得たときは、当該予算の写しを速やかに構成市町の長に送付しなければならない。

(予算の補正)

第3条 会長は、協議会に係る予算に補正の必要が生じた場合は、これを調製し、協議会の承認を得なければならない。

2 前項の規定により、補正予算が協議会の承認を得たときは、前条第3項の規定を準用する。

(歳入歳出予算の款、項及び目の区分)

第4条 歳入予算の款、項及び目の区分は、別表第1のとおりとする。

2 歳出予算の款、項及び目の区分は、別表第2のとおりとする。

3 当該年度において臨時かつ特別な理由が生じたときは、別表第1及び別表第2に定める以外の項及び目を定めることができる。

(出納及び現金)

第5条 協議会の出納は、会長が行う。ただし、協議会事務局職員のうちから協議会出納員を命じ、これに協議会の出納その他の会計事務を行わせることができる。

2 協議会に属する現金は、会長が指定する銀行その他の金融機関に、これを預け入れなければならない。

(決算等)

第6条 会長は、毎会計年度終了後2月以内に協議会の決算を調製し、監査委員の監査に付した後、協議会の承認を得なければならない。

2 会長は、前項の規定により、決算が協議会の承認を得たときは、当該決算の写しを構成市町の長に送付しなければならない。

(収入及び支出の手続)

第7条 協議会の予算に係る収入及び支出の手続は、宇都宮市の例によりこれを行うものとする。

2 協議会の出納員は、次の各号に定める簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

(1) 予算差引簿

(2) その他必要な簿冊

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか協議会の財務に関し必要な事項は、宇都宮市の例により、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年2月1日から施行する。

別表第1(第4条関係) 歳入予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 負担金	1 負担金	1 負担金
2 補助金	1 県補助金	1 県補助金
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金
4 諸収入	1 諸収入	1 諸収入

別表第2(第4条関係) 歳出予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 運営費	1 会議費	1 会議費
	2 事務局費	1 事務局費
2 事業費	1 事業推進費	1 事業推進費
3 予備費	1 予備費	1 予備費

宇都宮地域合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、宇都宮地域合併協議会規約第17条第3項の規定に基づき、同条第1項の規定に基づく会長、副会長、委員、顧問及び監査委員（以下「委員等」という。）の報酬及び費用弁償について、必要な事項を定めるものとする。

(報酬の額)

第2条 委員等の報酬は、宇都宮市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和42年宇都宮市条例第7号。以下「条例」という。）第2条の規定に基づく報酬の額とする。

2 県外に居住する委員等については、前項の規定にかかわらず、報酬の額は別表に定めるとおりとする。

(費用弁償)

第3条 委員等が、宇都宮地域合併協議会（以下「協議会」という。）の会議に出席する以外の職務を行うために旅行したときは、条例第4条の規定に基づき、費用弁償を支給することができる。

2 委員等以外の者が、協議会の職務を行うために旅行したときは、条例第4条の規定に基づく費用弁償又は宇都宮市の例により旅費を支給することができる。

(補則)

第4条 この規程に定めるもののほか委員等の報酬及び費用弁償について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年2月1日から施行する。

別 表（第2条関係）

居 住 区 分	報 酬 額
東 京 都 内	20,000円